

基安発 0428 第 3 号

平成 29 年 4 月 28 日

中央労働災害防止協会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
化成品工業協会会長

} 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

吸入性粉じんによる肺疾患の防止について

国内の製造事業場において、複数の労働者に肺組織の繊維化、間質性肺炎、肺気腫、気胸等の肺疾患が発症している事案が明らかになりました（別紙）。

独立行政法人労働者健康安全機構の協力も得て作業実態等について調査を行ったところ、これまでに、肺疾患を発症した労働者に共通する状況として、同工場内で製造している架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物を主成分とする吸入性粉じんに日常的に高濃度でばく露し、多くがばく露開始から 2 年前後の短期間の間に肺疾患を発症していたことが判明しています。

厚生労働省では、引き続き原因究明のための調査を実施していますが、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんによる肺疾患を防止するため、別添のとおり、所轄の都道府県労働局（労働基準監督署）において、同物質（吸入性粉じん）の製造事業場のほか、同事業場等を通じて、当該物質（吸入性粉じん）の流通先に対して、同物質（吸入性粉じん）へのばく露防止措置や健康管理措置を講じること等を要請することにいたしました。

については、貴協会においても、別添通知について御了知いただくとともに、関係事業者に対して、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物をはじめとする吸入性粉じんによる肺疾患を防止するため、ばく露防止措置等について注意喚起いただくようお願いいたします。

注：「別紙」については本通知の別紙。

注：「別添」については本通知の別添 1。